

さいたま市規則第77号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和5年さいたま市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の納付期限)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める日は、別表第1の左欄に掲げる期別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日（これらの日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日（以下「納付期限」という。））とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

(学校給食費の額)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める学校給食費の額は、別表第2の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童又は生徒その他学校給食の提供を受ける者（以下「児童等」という。）のうち食材に関して特別の配慮が必要であると認められるものの学校給食費の額は、別表第2の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で市長が別に定める額とする。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

(1) 別表第1の左欄に掲げる第1期から第8期までの各期 学校給食費の額（前条に規定する学校給食費の額をいう。以下同じ。）に市教育委員会が定める一の年度に学校給食を実施する予定の回数（以下「実施予定回数」という。）を乗じて得た額（以下「年間納付予定額」という。）を11で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額。以下「月ごと納付額」という。）に別表第1の中欄に定める対象月分の数を乗じて得た額

(2) 別表第1の左欄に掲げる第9期 年間納付予定額から月ごと納付額に9を乗じて得た額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、臨時又は不定期に学校給食の提供を受ける者は、学校給食費の額に学校給食の提供を受けた回数（学校給食の提供を受けない場合であっても、学校給食費を徴収すべきものとして市長が認めるものの回数を含む。）を乗じた額を納付しなければならない。

（学校給食費の調整）

第5条 一の年度において児童等が学校給食の提供を受ける回数（学校給食の提供を受けない場合であっても、学校給食費を徴収すべきものとして市長が認めるものの回数を含む。）が、実施予定回数と異なることとなるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うことができる。

（学校給食費の減免）

第6条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、災害等により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他市長が特別の事情があると認められる場合に行うものとする。

（学校給食費の還付及び充当）

第7条 納付された学校給食費に過納又は誤納（以下「過誤納金」という。）があるときは、学校給食費負担者（法令その他の定めにより学校給食費負担者以外の者が学校給食費負担者に代わり学校給食費を支払っている場合には、当該支払を行っている者又は学校給食費負担者）に当該過誤納金を還付するものとする。

2 前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき学校給食費負担者に納付期限を過ぎて未納となっている学校給食費又はこれに係る遅延損害金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその学校給食費又はこれに係る遅延損害金に充当することができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(学校給食費の徴収に関する特例)

- 2 当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「291円」とあるのは「260円」と、「356円」とあるのは「317円」と、「345円」とあるのは「314円」と、「394円」とあるのは「355円」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

期別	対象月分	納付期限
第1期	4月及び5月分	6月末日
第2期	6月分	7月末日
第3期	7月分	9月末日
第4期	9月分	10月末日
第5期	10月分	11月末日
第6期	11月分	12月末日
第7期	12月分	1月末日
第8期	1月分	2月末日
第9期	2月及び3月分	3月末日

備考 9月分には8月に実施した学校給食に係る学校給食費を含むものとする。

別表第2（第3条関係）

区分	一食当たりの額
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	291円
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	356円
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	356円
特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	345円
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	394円

備考

児童又は生徒が、自らが在籍している区分の学校の以外の区分の学校において給食の提供を受ける場合であって、当該提供を受ける区分の学校に在籍する児童又は生徒に適用される一食当たりの額と自らに適用される一食当たりの額が異なるときの当該給食一食当たりの額は、当該提供を受ける区分の学校に在籍する児童又は生徒に適用される一食当たりの額と同額とする。